

第3回「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」会議録概要

1. 開催日時 平成26年7月23日（水）午後6時30分～8時30分
2. 会場 文化福祉会館 2階 10号会議室
3. 出席委員 9人（欠席：1人）
4. 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

●事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので第3回「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」を開催させていただきます。

●委員長

改めましてこんにちは。すっかり夏になってきましたが、体調はいかがでしょう。これから暑い日が続きますので、くれぐれも体調にはお気をつけください。

さて、この会議は今日で三回目ということで、前回の議事録を見ても熱心にいろいろな協議をされていたことが分かります。前回は参画と協働のうちの参画について、事務局からの資料をもとに、議論を行ったところ。今回は、少し残っていた参画の議論を行い、協働の議論にも入っていきたいと思っています。

まず、議論に入る前に、防府市における参画と協働について考える前提として、防府市の置かれている現状について、人口、財政という点に絞ってご説明いただければと思います。

●事務局

今回配布しました第3回会議資料1「防府市の人口等の状況」からご説明いたします。「1. 防府市の人口の推移」ということで、1つ目のグラフは平成22年から平成52年までの人口の推移を示した表です。このグラフを見ますと、人口は右肩下がりに推移していき、平成52年には10万人を下回る見込みです。参考として年齢を15歳未満、15～64歳、65歳以上の三区分に分けた場合の増減率を見ますと、平成22年を100%とした場合、平成52年には64歳以下の方は70%程度に減り、65歳以上の方は117%と増加する見込みです。

続いて、「2. 年齢3区分別人口構成比の推移」をみると、15歳未満と、15～64歳の方の割合は減少、65歳以上の方の割合は増加傾向にあり、平成47年には3人に1人が高齢者という枠に入る超高齢化社会に突入するという統計が出ております。

次に、2ページの「防府市財政収支の見通し」ですが、これは中期財政計画から抜粋した平成30年度までのものを掲載しております。「1. 歳入の推計」については、国の経済対策などの影響により、市税などは緩やかに増加傾向にありますが、長期的に見ると生産年齢人口の減少に伴い、減少傾向に転化していきます。平成25年度には400億円程度あった歳入も、平成30年度には350億円程度にな

る見通しです。

「2. 歳出の推計」ですが、長期的には学校施設の耐震化や、老朽化が進む公共施設の建替・改修費、また、社会保障関連経費の自然増などから、大幅に経費が増加します。また、これまでに実施した大型公共事業などに係る地方債の償還が始まりますので、今後も非常に厳しい財政状況が続く見込みです。棒グラフの中に、折れ線グラフがひとつ表示されていますが、これは義務的経費（公債費、扶助費、人件費の合計）が歳出全体に占める割合を示しております。この割合も年々増加しています。

こうしたことを踏まえて、3ページに「今後の財政運営」ということで「防府市中期財政計画」から文章を抜粋しております。前段として今後、高齢化社会の進行は構造的な要因として財政運営に影響を及ぼすことから、厳しい状況が想定されるということ、後段としては、公益性・効率性等の観点から、すべての事業について検証を行い、結果によっては事業等の廃止や大胆な見直しなどにより、歳出の重点化・効率化を進めていくということが述べられています。

●委員長

防府市の現状見通しということで、人口・財政の将来見通しをご説明いただきました。委員の皆様から、ご質問等ありましたらお願いします。

●A委員

30年先の見通しというのは極めて難しく、推移を出すための前提条件が大きく影響すると思います。この推計にはどのような前提条件があるのでしょうか。それと、年齢構成の区分は15歳以上をひとつの基準とされています。これを生産年齢人口ということで示していますが、現在、15歳で働きに出る人がどれほどいるのかという点で、現状にすぐわないように感じます。また、昔の高齢者と今の高齢者とは能力も元気さも違います。この区分自体は日本的、あるいは世界的な基準があって用いているのですが、市で何かをするときには、何を目的にするか、何を期待するかということを考えて抽出すること、そのようにデータを有効に活用することで、協働の在り方や問題点も違って見えてくると思います。

それと、防府市の財政収支見通しのところですが、これも周南市あたりで企業が撤退するというような話があるように、様々な要因で、将来の方向性は随分違ってきます。

最後に、「2. 歳出の推計」のところですが、その他の経費というものが、具体的に何を指すのか、ひとつふたつ例示していただくとよくわかると思います。

●委員長

A委員から、人口のところひとつ、財政のところふたつの質問を頂きました。

●事務局

人口については、国立社会保障・人口問題研究所が継続して行なっている調査・推計の数字を採ったもので、これによると統計上15歳から65歳未満を生産年齢人口としています。ご質問の中にありました生産年齢人口については、ご指摘のありましたとおり、今後見直しも必要ではないかと報道で耳にしております。20歳から65歳未満であるとか、70歳未満であるとか、生涯現役社会へ向けて変更

するという話も伺っていますが、現状ではこうした区分をして比較するということになるというご理解をいただければと思います。

●A委員

その点は理解しているのですが、今後いろいろな参画や協働を行なっていくうえで、この表は使いにくいという意見です。現在の防府市で、15歳で働きに出る人は少数でしょうから、市で何かをするとき生産年齢人口が欲しいのであれば、例えば18歳で区切るとか、それに適したデータの取り方を行なっていくことが必要ではないか、ということです。

●委員長

あくまでこの区分の仕方というのはひとつの区分の仕方ですから、ケースや目的に応じて柔軟に用いていくべきですね。

今回の資料の15歳というのは義務教育の終了をひとつの目安にしていると思います。今の日本社会では15歳未満の就労を認めておりませんが、逆に言えばそれ以降は就労する可能性があるということです。ただ、その線引きが社会情勢の変化に関わらず、ずっと変わらないということが、やや硬直的な感じはします。65歳以上が高齢者という点についても同じことが言えると思います。

議論を進めていく中で、区分を変えたデータが必要になれば、そのときは事務局のほうにお願いするかたちになると思います。推計については、国立社会保障・人口問題研究所で計算式があり、それに準じて出したものということです。もちろん政策やその他の状況で変化はあると思いますので、あくまでこれは推定値ということです。ただ、推定値と言いながらも、精度は低くないと一般的に言われています。

●A委員

防府市で策定されている、都市計画であるとか、産業の発展のための計画であるとかそういったものを加味されているのか、されていないのかといった前提条件はどうなっているのでしょうか。

●委員長

人口の増加や、少子化対策を目的とした内容でなければ、基本的には国立社会保障・人口問題研究所の人口推計の考え方は前提条件になっていると思われれます。例えば出生率を高めるなど、人口構成を変えることそのものを目的とした計画では、その効果を加味しているかもしれません。しかし、それ以外の多くの計画ではこの人口推計は計画を立てるうえでの前提条件にされているのではないかと思います。

財政についてはどうでしょうか。1点目として、企業の撤退などで状況が変わるのではないかとということと、2点目は「2. 歳出の推計」の「その他経費」が何を指すのかということですね。

●事務局

「1. 歳入の推計」からお答えします。企業が撤退するということになりますと、企業が支払う法人市民税や、従業員の方が支払われる市民税に大きな影響があります。特に防府市の場合では、非常に広い裾野をもつ自動車産業がありますので、もし撤退ということになれば、多くの企業に波及することに

なります。現在の状況としては、市内の大きな企業の業績が比較的順調であることから、多少上向きの傾向ではあります。

「2. 歳出の推計」のその他の経費ですが、主なものとしては国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計などの特別会計への繰出金があります。

●委員長

ありがとうございました。いくつかご質問を頂き、回答を頂いたところですが、こういったところを意識したうえで、これから参画と協働についての議論を進めていきたいと思えます。まずは、前回の参画に関する議論の続きを行いたいと思えます。

●事務局

議論に入る前に、前回質問があった点について追加資料を配布しておりますので、その説明をさせていただきたいと思えます。

追加資料については、前回会議の中で公募委員の男女比や公募委員数の地域別を知りたいというご意見がありましたので、掲載しております。

追加資料1ページの「1. 男女別公募委員数」を見ると、審議会の数としては20の審議会で公募委員を募集しており、男性が39名、女性が18名ということで、3分の1が女性という状況です。

次に、「2. 地域別公募委員数」ですが、15地域に分けて集計したところ、平成25年度末の時点で野島、向島、西浦、富海の4地域について、公募委員がいらっしゃらないという状況です。その他の地域については、ある程度満遍なく参画いただいているという結果でした。

「3. 公募委員の兼務状況」としては、審議会を4つ兼務されている方が1名、2つ兼務されている方が8名、兼務なしの方が37名という結果でした。

続いて、追加資料の2ページの「施設の建設計画等に係る参画手法の実施状況」ですが、こちらは前回会議で大きな施設の建設について、参画の状況を知りたいというご意見がありましたので、参考資料として作成しました。「うめてらす防府」、「防府市廃棄物処理施設」については、明確な参画の手法は実施しておらず、「ソルトアリーナ防府」については、意識調査（アンケート）と審議会を用いて、ご意見をいただいたということです。

●委員長

公募委員の状況について性別・地域別・兼務状況と、施設建設の際の参画の手法の実施状況に関する資料を頂きました。

参画については前回資料の5ページ目「5. その他の参画手法の実施状況」、それから今回頂いた追加資料を含めて意見等を頂きたいと思えます。

●B委員

公募委員の男女比率についてお話がありましたが、それぞれの地域性もありますし、問題の取り扱われ方もあると思えますので、女性委員の比率が30%を超えるという目標について、個人的にはあまりこだわっていません。

また、審議会については、委員の構成だけではなく、時間や曜日も様々ですがどのように決まっていくのでしょうか。例えば委員構成はメインの方を決められてから、相対的な人数、公募人数と決めていくのでしょうか。時間帯についても仕事のある方、主婦の方など、立場によって都合の良い時間は異なります。審議会の資料を友人に見せても、関心は示されるのですが、時間的な理由で難しいという方も少なくありません。

●委員長

曜日、時間、構成などについてどのように決まっていくのかということですが、事務局からご回答をお願いします。

●事務局

現状では、審議会等を立ち上げるときには条例や要綱を策定し、設置しています。その策定の際に、審議会の内容や専門性などを考慮して学識経験者、各団体関係者、公募委員の方を何名程度と考えていきます。審議会の内容が広範囲に及ぶものほど、関係する団体の方も増えてきますが、審議会の委員数は20名までという原則がありますので、バランスを考慮して公募委員の人数も定まってきます。時間帯については、特に決まりがあるわけではなく、各担当課で審議会の内容や委員構成を考慮して決めています。

●B委員

参画にしても協働にしても、いかにして多くの人の意見を引き出せるように間口を広げられるかが重要で、非常に難しいところだと思います。

●委員長

どの時間帯に設定しても都合の良い方、悪い方は出てくるわけですから、難しいところですね。それぞれの審議会の事務局の方でも努力はされているのだとは思いますが。他に審議会等の運営状況のところについてご意見はありますか。

●C委員

私もいろいろな委員会に参加させていただき、資料をたくさんいただくのですが、先日、市の会議に参加したところ、当日に資料を配布され、何か意見はありませんかと会議を進行されたことがありました。そのようなやり方で、参画であるとか協働であるとされるのはいかがなものかなと思います。前もっての資料の送付が望ましいと考えます。

●委員長

庁内で、配布資料はどのくらいの期間を置いて委員の方に配布するというようなルールはあるのでしょうか。

●事務局

特に決まったものはありません。しかし、遅くとも一週間程前には資料がないと、読んで会議に出るということは難しいと思います。事務局のほうでも内部で資料を精査し、変更があれば修正していくので、1週間前に資料を送るということは少なくともその前には内部協議をしています。庁内の他の部署でも、おそらくそのようにしていると思います。

●委員長

わかりました。考えてみると、審議会に限らず日常の業務でも資料をどれだけ早く作れるかということに関係する話で、おそらく早く配布したいという意識はあると思います。しかし、なかなか上手くいかないときもあるようですね。

続いて「第15条 その他の参画の手法に関する取扱い」に入っていきたいと思います。前回資料1ページ目の「1. 検証の視点」の最後のところと、資料の5ページ「5. その他の参画手法の実施状況」が関係していると思いますが、ご意見をお願いします。

●C委員

直接関係するかは分かりませんが、子ども・子育て会議を傍聴された方が、防府市の子ども・子育て会議は資料もしっかり用意してあって「子育て中のお母さん」方にとって、とても参加しやすいものだったと話しておられました。せっかくなので良いところは他の課や他の会議でも参考にさせていただきたいと思いました。

●委員長

ありがとうございます。資料の配布などの面で評価されている事例を紹介していただきました。事務局のほうからは何か補足等ありますか。

●事務局

「5. その他の参画手法の実施状況」について公表という視点で見ると、意識調査（アンケート）は送付して対象者からの回答を待つもので、なかなか事前周知というのは難しいところです。結果についてはホームページや市広報、あるいは審議会の中で報告するなどの方法で公表しています。

ワークショップについては、今回の事案は限られた参加者を対象としたものですので、事前周知は行っていません。結果については審議会の中で報告しているところです。周知の状況という点では、ご意見を頂くのが難しいところであったかもしれません。

●委員長

「第15条 その他の参画の手法に関する取扱い」のところについてお話をいただきました。参画については、「会議及び会議の開催に関する事項は公表されているか」、「会議録は公表されているか」のところについてまだ議論されていないかと思います。前回資料の4ページ「4. 審議会の運営状況」の2つめの表「②会議の公開等の状況」にデータが示されていますが、こちらについてご意見やお気づきなどはありますか。

●D委員

会議録については、積極的に公表すべきではないかと思います。例えば「防府市立小・中学校通学区域調整委員会」などの会議録は公表されていません。この審議会を公表する、この審議会を公表しないというのはおかしいと思います。誰の発言かということは非公表でもかまいませんが、少なくともどういう議論の経緯を経て結論が出たかは市民に知る権利があると思います。結論だけではやはり不満が残ると思いますし、会議を公開しても時間が合わずに来られない人もいます。ですから、特に会議録の公表を重視したいと思いますが、資料を見ると31件もの審議会でも会議録が公表されていません。

●委員長

会議自体が公開されなくても会議録が公表されれば後でそれを追認できるという点で、会議録が重要ではないかというご指摘です。資料4ページの「4. 審議会の運営状況 ②会議の公開等の状況 (1) 会議録を公表していないもの」のうち(今後の対応)のところでは今後公表を検討するであるとか、個人情報保護のために公表しないなどの方針がありますが、このあたりの線引きについては市として決まったものがありますか。

●事務局

市の指針では、原則として会議録は公開するとあります。しかし、個人情報の関係などで一部、又は全部を公開しないことができるという例外規定もあり、公表する前には委員の方に発言内容を確認し、公表して良いか確認をいただくという流れになっております。

●D委員

誰が何を言ったかということは重要ではなくて、議論の流れが分かることが重要だと思います。どのような経緯を経てその結論が出たかを知りたいということです。

●委員長

決まったことについて、なぜそれが決まったのかということを理解するために重要なことですね。個人情報保護のためとありますが、ここでいう個人情報保護というのは、委員の個人情報のお話ですか。

●事務局

審議会が運営される中で生じること全てということになります。審議の内容そのものであることもありますし、委員の個人情報であることもあります。

●D委員

個人情報保護のために公表できないものとして、事案が個人情報に関わるものそのものである場合は理解できます。

●委員長

なるべく公表する方向ということですね。ですから、公表できない場合には何故これを公表しないの

かという理由について説明を求め、後はその説明が理に適っているかということですね。

●D委員

この表でいきますと、「求めに応じて公表することを検討」などというものは公表すべきです。求めに応じて公表できるのであれば最初から公表すべき話です。市役所に交渉をしなくても積極的にインターネットで公表するシステムをとって、市民の方に見ていただく。そうすることが市民の市政に関する意識の醸成につながり、市民参画にもつながると思います。

●委員長

ご指摘のありました「求めに応じて公表することを検討」という回答は件数も最も多く19件ありますが、内容によって正当な理由があるのでしょうか。それとも、担当によってスタンスが違うところなののでしょうか。

●事務局

この回答については、市側の意識が低いということだと思います。当然公表するという考えを持っていれば「求めに応じて公表することを検討」という回答にはならないのではないかと思いますので、この点については市民活動推進課の側で、原則公表の趣旨を周知していく必要があります。

●委員長

さらに会議録の公表に努めていくということですね。そのほか、ご意見はよろしいですか。特にないようでしたら、参画の状況についての協議はこのあたりまでとさせていただきますがよろしいですか。

全委員、承諾。

●委員長

それでは引き続き、協働の現状に関する検証に移ります。まずは資料の説明を事務局のほうからお願いいたします。

●事務局

今回配布の第3回会議資料2「協働の推進にかかる取組状況」についてご説明いたします。協働については「参画及び協働の推進に関する条例」の第16条から第19条までに規定されています。

1ページ目では参画の資料と同様、条例に沿ってその取組内容を表にしております。

第16条（協働の推進）については、協働を推進するにあたっての基本的な考え方を示した規定であり、具体的な取組内容等は示していません。

第17条（協働による事業の提案）については、協働による事業を相互に提案するための制度を整備することとしており、この協議会で協働の検証が終わった後、協働事業提案制度の創設に向けての協議をお願いすることになります。

第18条（人材の育成）については、市民等が協働について広く学ぶことのできる機会を設けること

に対する取り組み状況を示しています。参画と協働によるまちづくりフォーラムを市民活動支援センターと協働で開催したほか、市民活動支援センターでの取り組みとして、資料に記載されているような各種講座の開催をしています。情報提供として市広報の毎月1日号でのお知らせのほか、社会福祉協議会と生涯学習課と市民活動支援センターとで協働して年6回、まなぼらさぽーとという機関紙を発行しています。最後に、参画・協働を推進するための交流セミナーの実施ということで市の職員が講師となつて行う出前講座というものを子育て支援課、防災危機管理課の所管する分野で2回ほど開催しています。

第19条（活動の支援）については、防府市では中間支援組織として市民活動支援センターを平成15年11月に設置しています。平成18年の7月からはルルサス防府2階に場所を移し、平成21年4月からは指定管理者制度を導入して運営しています。市民活動団体の拠点となる施設ということで、機能としては会議室、相談室、作業室、印刷室、ロッカー、情報BOXなどがあります。参考として平成21年度以降の登録団体数を掲載していますが、平成25年度末の登録団体数は217団体と年々増加しています。市民活動支援センターでは、このほかにも団体の相談に乗ったり、必要な情報を提供したり、活動に役立つ講座を開催したりと様々な面で活動の支援を行っています。

2ページ目からは平成23年度から平成25年度の間実際に防府市で協働して取り組まれた事業についてまとめています。協働について取りまとめるにあたり、4ページに示す「協働の形態 他市等との比較」を通して、協働の形態を委託、補助、共催、実行委員会、事業協力、後援の6つに分類して取りまとめました。

これに基づき1ページの「1 協働の形態別件数及び相手別内訳」の表として、協働の形態別の件数と相手別の内訳を示しております。協働の形態別では、補助が33件と最も多く、次いで、後援の31件、委託の21件と続きます。協働の相手別内訳では、市民活動団体が48件と最も多く、次いで地域コミュニティが24件となります。市民活動団体については後援が20件、補助が16件という集計結果から、主に活動における信用度または資金面から行政と協働していることが多く、地域コミュニティについては補助が最も多いことから、主に資金面から行政と協働していることが多いと推測されます。

続いて、3ページ目の「2 協働の分野別件数」です。こちらは、協働の内容を自然環境・安心安全、医療・福祉、教育・文化、産業、生活環境、人権・まちづくりの6つに分類し、協働の形態ごとに取りまとめました。協働の分野別では、教育・文化が最も多く52件、次いで自然環境・安心安全が17件、医療・福祉が12件という集計結果です。形態別で見ると、委託については生活環境を除く全ての分野で実施をされており、比較的広く取り組まれているということが分かります。補助や後援については教育・文化の分野に取組みが集中しています。「3 協働の分野別・相手別件数」については、教育・文化の分野で市民活動団体との協働が32件と突出して多くなっています。それ以外ではどの分野でも比較的満遍なく、様々な相手との協働が取り組まれています。

4ページ目では、参考資料「協働の形態 他市等との比較」として近隣の規模の近い自治体や山口県が、協働の形態をどのように分類しているかを掲載しています。

5ページから9ページまでの資料「協働による事業一覧（平成23～25年度）」では、各課に協働の実施状況について調査を行い、回答があった事業の一覧を掲載しております。

以上が協働について全体像をお示しした資料です。本配布した「協働事業の具体例」という資料では、本協議会における検証のため、防府市における協働事業のうちから「1. 留守家庭児童学級」、「2. 愛情防府フリーマーケット」の2件を取り上げ、事業の目的や経緯、協働による効果などを記載してい

ます。

●委員長

協働に関する資料のご説明をいただきました。まずは、協働は「防府市参画及び協働の推進に関する条例」でいうところの第16条から第19条までの4つの条文に関わるものということで、その取組状況を示した資料があります。そして、事業の形態別、分野別、相手別に分類した資料、平成23年から平成25年までに実際にどのような協働の事業が展開されたのかという一覧表と続きますが、全てを同じように検証していくわけにはいきませんので、代表例として2つの具体的事例についてご説明をいただきました。条例第16条から第19条に沿って検討していければベストですが、資料に対する質問等も含めて、ご意見等お聞かせください。

●D委員

基本的なことですが、協働とはどういう意味ですか。例えば、留守家庭児童学級などを含めた委託事業は協働と呼べるのでしょうか。委託事業というのは、本来、市の業務を民間にさせることですので、単なるアウトソーシング（外部委託）ではないかと思えます。市の施設などを指定管理者に任せることと大きく変わらないような気がします。そのようなものまで協働と呼べるのかという意味で、協働の意味を確認しておきたいと思えます。

●委員長

非常に大事なところですね。協働とは一体何を指すのかということですが、今回資料3「協働を進めるうえでの基本的事項の確認（協働の担い手となる全ての人々が共通認識しておくべき事項）」に示されていることが防府市としての協働の定義であり、考え方だと思います。先に資料3の説明を事務局からお願いしてよろしいですか。

●事務局

資料3についてご説明します。今回、協働について庁内に調査を行いました。各課、各担当者で認識が統一されておらず、協働の事例と思われるものが報告されなかったり、またその逆もあったりという状況です。そこで、これから協働を進める中で行政の側はもちろん、市民等の側でも協働というものをどういった考え方で進めていくのか、共通認識が必要ではないかと考え、基本的な事項の確認としてまとめたものがこの資料です。ここでは、協働の定義、協働の必要性、目的、わたしたちにできること、わたしたちに求められる基本姿勢（役割）、協働の基本原則、協働の領域、協働の形態、そして基本原則に則った協働の評価ということで、9つの項目に分けて主な内容を記載しています。

●委員長

ありがとうございました。資料3が協働に関する公式見解ということですが、先ほどD委員がおっしゃっていたのは、個別の事業内容の話でしょうか。

●D委員

協働に関する基本的事項については理解できますが、留守家庭児童学級などは、市の本来業務だと思います。この基本的事項に照らしても、留守家庭児童学級に協働の基本原則が当てはまるのかという点は疑問です。例えば保育料にしても場所にしても、全ての条件は市から出されている状態で対等なパートナーと言えるのでしょうか。これは単なる委託事業で、協働とは違うのではないかという気がします。

●委員長

D委員の協働と協働ではないものの境界線は、どのあたりにイメージしておられますか。

●D委員

本来、義務的な事業ではないが市民の幸福のためにあった方がよい。しかし行政だけで行うのは難しい。そういったものを市民の力も借りて行うのが協働だと思います。そのように考えなければ、行政改革のための業務委託も協働という話になります。それを協働と呼ぶのであれば、あえて協働の条例を設置する必要はないように思います。

●C委員

D委員の意見については正当なものだと思います。しかし、残念ながら全国的にNPO（非営利団体）が自治体から受ける委託事業は協働という括りになってきています。それは内閣府でも山口県でも同様です。単純に留守家庭児童学級は委託ではないかというご意見についてはその通りだと思いますが、全国的な枠で言うと協働の枠に入るとするのが現状なのかなと思います。

勿論、地域社会のために、市民のためにと、市民が自分達で立ち上がって進めて行く形が一番理想的だとは常日頃から考えています。そういう意味で、資料を見ていて引っかかったのですが、指定管理というのは委託事業ではないのですが、協働の形態の枠の中では委託になるのですか。

●事務局

基本的に相手方が公益目的で事業を行うのかということが、ひとつの線引きになると思います。委託にも様々な委託があり、営利目的の事業の一環として受けるものもありますし、営利目的ではなく、自分たちのノウハウや知識を活かしたいという団体があり、それが市の委託を出したい部分と合致して委託事業となるものもあると思います。現状、防府市の委託という括りとしては、今回資料の4ページ「協働の形態 他市等との比較」の防府市に示してありますように、「本来市が実施すべき事業のうち、地域コミュニティや市民活動団体等の専門性等に着目し、委託先を地域コミュニティや市民活動団体に限定して実施する事業形態」を指します。ですから、指定管理についても、受け手が市民活動団体等に該当するものであれば、協働の括りの中では委託の中に入ることになります。

●D委員

指定管理も含まれているということですね。例えばうめてらすなどもこの「協働による事業一覧」の中に入っているのですか。

●事務局

地域協働支援センターは入っていますが、うめてらすは入っていません。この一覧や実施状況の調査については、各課の回答をそのまま掲載していますが、協働に関する認識がまだまだ共有できていない状況です。

●委員長

各課によって基準が統一されていないことを前提にこの資料は見ないといけないということですね。

●事務局

はい。全体像がまだ庁内でも見えていない状況にあると思います。今回、初めてこのような調査を行いました。継続して調査を行い、結果をフィードバック（分析、反映）していくことで、防府市の協働というものの全体像がはっきりしてくるのではないかと考えています。

●委員長

まずは大きな括りとして委託、補助、共催、実行委員会、事業協力、後援というのが防府市としての括りであり、今後、全体像を明確にしていく段階にあるということですね。

●副委員長

資料3についてですが、協働の基本原則のところは非常に良く分かる話ではあると思います。ここでは、自立化や対等という言葉が用いられるわけですが、例えば留守家庭児童学級などは学童保育ですね。学童保育というのはまだ制度化されていませんので、実は行政がやらなくてはいけないという乳幼児の保育とは違います。

そのような中、実際にはどのようなことが行われているかという大都市部では、事業が成り立つくらいの利用者がいて、学童保育の分野に民間がどんどん入っていています。大都市部のように協働をしてもいいですよという人がいれば理念としての協働が成り立つ素地があると思います。

しかし、残念ながら防府、あるいは山口などの多くの地方都市で、利用者がいるから同様に民間が参入し、協働が成り立つかという、成り立たないことが多くなっています。

それは学童保育だけではなくて、様々な分野で起こりえることだと思います。その原因はベースの違いであり、人の違いであり、お金の違いであり、企業の有無などの資源の問題でもあります。

そのような下地が違うからこそ、大都市部と地方都市とでは市民活動団体やNPO（非営利団体）などの数が違うということになっています。どうしても協働の議論というのは、大都市部で資源も人もお金も豊富なところで育っていきます。その先頭を走っている大きなNPO（非営利団体）やNGO（非政府組織）を念頭に置いた話で初めて自立化や、対等の原則という話になるのではないのでしょうか。

ですから、多くの地方都市では、理念としての協働とは違うかもしれませんが、さきほどお話のあった委託事業も含めて、昔からなんとなく一緒にやってきたことを、お金もないし人もだんだん少なくなっていく中で、一緒にやらなければ仕方がないという現実的な面も少し加味したうえで考えていくべきものなのかなという気もします。

そうすると、委員さんがおっしゃるように、理念としての協働をきちんと考えていこうとすると厳し

い部分はあると思います。

多くの地方都市ではお金もなく、人も減っているという中で、地域が成り立っていかないという状況が見えており、これからは大都市でさえその例外ではないという状況になってきています。

そうした状況を踏まえ、理念としての協働、お互い自立して強い市民活動団体、という考え方だけではない、防府市なりの協働を提示していければ良いと考えています。

そういった部分も含めてご意見をいただきたいと思います。

●委員長

とても大事なご指摘があって、協働について考える第一歩として、基本的に協働とはなんだろうかという議論ですが、まだ明確に定まってないところです。

最終的には防府市民の利益に資するような形で、各主体の連携の在り方はどうだろうかというところがポイントになるでしょうから、そういった視点で現状についてご意見がいただければと思います。

●副委員長

協働の括りのなかでの委託事業ですが、単なる下請けにならないような委託の在り方というのは非常に大事なことだと思います。指定管理者制度も含めてですが、外部委託にして単に行政のほうがコストカット（経費削減）のために行うという形ではない委託の在り方というのを考える必要があります。

例えば留守家庭児童学級なども、NPO法人の方とお話すると、自分達で何か独自に取り組もうとしたときにはやりにくいとよく聞きます。何かそういうところからもご意見、ご提案があればと思います。

●D委員

大切なことは、行政経営改革の結果、アウトソーシング（外部委託）をすることと、協働ということと一緒にして欲しくないということです。協働という名を借りて、行政経営改革を押し付けて何もかも委託になっていくというのは、非常に面白くない話です。市民の側は負担を押し付けられただけで終わってしまいます。

●委員長

今の意見に対して、他の委員さんはどのように思われますか。

●A委員

そのような話は、哲学の問題、価値観の問題になってしまいます。協働の領域は非常に広いものですから、委託であろうと指定管理者であろうと市民と市長がやることは全て協働と捉えれば良いのではないかと私は思います。

●B委員

私の住む地域では、協働の推進に関して、行政は決まったお金は出すけれども、後は自分達でやれということではないのかという意見が出ました。そうすると、最後は声が大きいところが勝つのかという話も出ました。それでは困ります。声は小さくても非常に大切なこともありますし、今の協働の在り方

に地域住民は疑問を感じています。

理想としては、地域コミュニティは行政に対して、自分たちの地区では何が必要で、これだけの人材と考えを持っているから、行政に対してこういう専門性を持った人、能力を持った人を出してほしい、というような対話ができるこそその協働だと思います。

残念な話ですが、今の段階では、行政からこれだけのお金を出すから、後は自分達でやってくれといわれているように受け取っている方のほうが多いと思います。

●E委員

以前もお話したのですが、私は地域コミュニティの構築が今進んでいないということに非常に危機感を覚えてこの協議会に参加しました。今回資料2の2ページ協働の相手方の中に自治会、社会福祉協議会、老人クラブ、子ども会等と書いてあるのですが、今、新たな地域コミュニティを各地域でつくろうという呼びかけのもとで、自治会や社会福祉協議会などの既存の団体に属しておられる年配の方が中心となって頑張っておられるところです。そのような中で、市は財政面などの話はせずに進めておられるので、一生懸命自治会のこと、社会福祉協議会のこと、子ども会のことをやっておられる方からすると市は本当のところ、どのように考えているのだろうという疑問が沸いていて、協働というものがなかなか進んでいきません。

私も青少年の団体をやっておりますが、ここに書いておられる協働の理念、理想的な絵図柄はできているものの、お互いの理解が足りないためになかなかそれに向かって進んでいけないところがあります。

市の方で地域コミュニティの良さを評価し、地域の方でも地域コミュニティの良さを評価される部分があり、それに加えて、財政改革にもなりますということであれば良いのですが、なかなか相互理解が進んでいません。これから高齢化も進んでいきますし、地域コミュニティ組織の必要性についても皆さん分かっておられるのですが、なかなか疑問が解決していません。

来年、世界スカウトジャンボリーが開催されるということで、各小学校区に外国の子どもたちがやってきます。地域の方が手を組んで協働し、地域コミュニティをつくる良い機会であると思います。そうした活動の前にまず会議をして方向付けしなければいけないということで今進んでいるところでしょうけれども、現場で手がつなぎやすい環境を早めに作っていただきたいという思いがあります。

●F委員

協働というものにはいろいろな捉え方があると思います。今後、高齢化が進んでいくという中で、私は、地域が崩壊していくのではないかとこの懸念をもっています。

昔は隣近所というものは良く分かっていましたが、今はそうではありません。協働という形を考えると、本当は市民がやっていってもらわないと行政にはなかなか難しいところがあります。市民の方々にもいろいろな立場、分野があると思いますが、協力し合って、ボランティア精神でやっていかないと地域は安心・安全にならないと感じます。市民の側で活動が起こり、その活動を誰かが認め、広まってくると行政は逆に参画しがります。そうなってくると、よく補助金や助成金などの話が出てきます。

しかし、市民活動団体の方には補助金ありきで物事を考えて欲しくありません。補助金ありきで活動をする、いろいろな制約があります。

行政の側にも、本当に好きでやっている、町のためにやっているという団体に、僅かでも補助金を出

しましよとなつたとき、あまり色をつけてほしくありません。補助金は特定のことにしか使えないなどの制約があるために、活動が限定され、せつかくの民の力が成長しないという懸念もあると思うからです。

● G 委員

確かに、公的なお金が入ってくると活動への影響というのはあるかもしれません。

基本的に協働ということになると、それぞれの強みを活かして、 $1 + 1 = 2$ ではなく、3になったりそれ以上になったりという期待、効果があります。特に都会であればテーマ型による協働のかたちがあったり、地縁血縁というものの薄さから、NPO（非営利団体）などの組織がより発展していったりという面もあると思います。

協働の基本原則がここに8つあるわけですが、解釈等によって差も出ています。

今一度、防府における協働の在り方はどのあたりに落ち着くか考えることで、より防府らしいものができてくるのかなと感じています。

● A 委員

市から助成金をもらって、それによって活動が制限されるというのであればもらわなければ良いと思います。それをもっておいて、制約がかかることを嫌うということはおかしいのではないのでしょうか。

例えば今、どこの自治会でも市から助成金をもらっています。それを有効に活用し、更に自分たちでも会費を納めて、活動をしています。それが協働だと思います。行政に不満を漏らすだけでは仕方がないと私は思います。

● F 委員

行政に不満を言っているわけではありません。活動をしていて、補助金が出ることはありがたいことです。ただ、初めからこういう活動をするので補助金をというように、補助金をあてにして動いていると、思うようにいかないこともあります。

● A 委員

それも一つの協働のかたちではないですか。行政だけでは大変だからと市民の側が提案し、行政が補助金を出すということですから問題ないと思います。

● F 委員

例えば指定管理で言うと、5年間の契約をして活動することになったとします。その中で営業努力を続けて収益を上げていった場合に、仮に利益が出ても、人件費を上げていたり、内部留保したりはできないというような話を聞いたことがあります。そうすると、民間的な営業努力をして収益を出してはいけないのかと感じてしまうのではないかと、ということです。

● A 委員

組織には目的があるはずで、その目的を逸脱して、お金を使おうとしては絶対にいけないと思いま

す。その事業の目的と使命を考え、それに則して事業を拡大することは良いと思いますが、努力の結果であっても、余裕があるから他のことに使おう、ということは協働する者の責任としてあってはならないと考えます。

● F 委員

目的を変えるわけではありません。決まった目的の中で活動をしていく中で、収益が上がってきたときの扱いについてです。行政の中でやっているのと、どうしても決まった予算の中で考えていくものですが、指定管理者が運営していくと、いかにPR（情報発信）して、利益をあげていくかという民間の意識が働くのではないかと思います。そうした経営努力の結果得た収益については、ある程度評価しても良いのではないかと思います。

● D 委員

指定管理であるとか、留守家庭児童学級などもそうですが、民間のノウハウが果たして活かされているかということですね。委託の場合、条例・規則などで動きが取れなくなっていて、例えばある留守家庭児童学級で、需要があるので20時まで児童を預かりましょうと話したとすると、これは条例で駄目だといわれてしまいます。これでは民間のノウハウが活かされているとはいえません。そうすると、単なるアウトソーシング（外部委託）ではないかと私は思います。

● F 委員

D委員がおっしゃったように、留守家庭児童学級は18時までです。もし受託者側の判断で20時まで預かりたいというときに、決まりが18時までですから出来ません。というのはおかしいではないかという思いがあるわけです。お客さんのために20時までやるのであれば、地元の自治体として、その活動は評価していただきたいと、私はそう思います。

● A 委員

それは行政に対してもっと主張していくべきところであって、協働が成り立たない理由とするのはおかしいと思います。

● F 委員

協働が成り立たないということではなく、こうした問題があって、頑張っている団体を評価できない現状が寂しいということです。

● A 委員

少し別の質問になりますが、市から補助金をもらった事業の評価を市はどのようにされているのでしょうか。先ほど、チェックシートを用いて行うとありましたが、誰が、どのように行うのでしょうか。例えば国が予算を出している会計検査院のような強力な検査の仕方なのでしょうか。そこまでいかなくても、市がどこまで評価をし、修正をしていくのでしょうか。場合によっては補助金を回収するようなどころまでやらないと、本当に効率的な補助金の運用はできないのではないかと思います。誰がど

のように評価をするのか、評価をする市の組織ができているのかということをお聞きしたいです。

●事務局

（現行、補助金を交付した事業の評価は所管課が行っています。）第一回の会議で申し上げましたように、協働については共通の認識が明確にできていない中で、しっかりと協働しているところもあれば協働していないところもあるという状況です。しかし今後は、防府市が市民の皆様と一緒にまちづくりを進めて行かなければならないことは間違いなことだと思います。

その中で、協働の基本原則の中にお示した内容は、声の小さい方の声が届かないというようなことがないように設けられている原則でもあり、手をつなぎやすい環境をつくるという意味でも、この基本原則をこの参画及び協働の推進に関する協議会で認識していただきながら、広く市民の皆様へも知っていただくことから始め、更に、委員の皆様から出たご意見の中から、これが協働だというものを創りあげていくことが協働事業提案制度になるのではないかと考えます。協働事業提案制度については、この協議会で議論を積み重ねていく中で、実際にチェックシートなどを使って評価し、検証していく必要が認められるはずですが、チェックシートなどを使った評価方法をこの協議会で考え、検証することで、しっかりした形にして皆様に周知していただくことから、現状の括りで行政が行っている協働の分野における活動についても、評価検証していただければいいことになると考えます。

●委員長

テーマに対して、非常に本質的でない議論になりました。今日は一通り委員の皆様には協働というものに対してそれぞれが今お感じになっていること、体験されていることについてご紹介いただきました。それを踏まえて、次回の会議におきまして、協働についての取組状況の現状から、防府市における協働の在り方について意見をいただき、ある程度集約できればと思います。

それでは、本日の会議は閉めさせていただきます。

●次回の日程について

9月末から10月上旬の水曜日 午後6時30分からを基本とし、後日事務局で調整を行う。